高商連ニュース

高知県商工団体連合会　NO.911(51-52)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838　FAX088-832-3126
Ｅメール　kosyoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ　http://kosyoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

各種給付金等　どんどん申請しましょう

民商がサポートします。知人友人に知らせよう

各民商では、各種給付金等の申込み・手続きに積極的に取り組んでいます。相談件数は４７０件を超し、持続化給付金(個人１００万円、法人２００万円)が支給された会員も次々出てきています。

コロナ関連の入会者が４月に２人、５月に入って、11人います(５／25現在)。高知は７人、香美郡は６人がコロナ関連で入会。うち１人は「宣伝カーを聞いて」入会です。

仁淀川民商は、土佐市、いの町、仁淀川町、日高村の地域の高知新聞にチラシを折り込み(１４０００枚)、10人の会外業者からの相談がありました(電話相談含む)。３人が読者になりました。

相談の多くが、持続化給付金の申請です。電子申請のため、「やり方がわからない」「スマホの操作がわからない」など、一人ではできない人も沢山います。特に、高齢者の場合、スマホを持ってなかったり、持っていても使い慣れていないため、事務局員や役員がつきっきりで教えている場面も多々あります。

コロナで困っていない業者はいません。自分ではできないからと申請をあきらめている人もいます。

「民商に相談してみいや」「民商がサポートするよ」の声かけを広めましょう。

持続化給付金申請の際に「収入金額を記載した確定申告書」を求められる問題も、解決に向けて前進しています。(下段参照)

【大阪からの報告】

持続化給付金申請１５００人、府の協力金申請２０００人、融資申込１６００人、雇用調整助成金申請80人。４月１日から５月24日までに、例年を大きく上回る５２８人の会員拡大となっている。“対象者がいない”状況ではない、打って出て、要求実現、仲間増やしをすすめよう。

■コロナ危機打開拡大運動（5/24現在）

	拡大					成果会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	0	0	0	0	0	0
香美郡	2	2	0	0	0	1
南国	2	0	0	0	0	1
高知	15	7	3	3	0	6
仁淀川	3	0	0	0	0	2
須崎	0	0	0	0	0	0
中村	1	0	0	0	0	1
計	23	9	3	3	0	11

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

■コロナ相談・対策状況(5／24現在)

	安芸	香美郡	南国	高知	仁淀川	須崎	中村	県連	計
相談件数	11	58	38	210	19	40	93	2	471
持続化給付金申込	0	18	10	55	5	9	35	0	132
県休業協力金申込	3	11	5	35	2	5	40	0	101
自治体制度申込	0	0	3	0	0	0	50	0	53
融資申込	0	8	7	15	1	0	3	0	34
生活福祉資金申込	2	11	2	30	3	4	11	0	63
雇調金申込	0	1	0	0	0	0	1	0	2
その他申込	0	0	0	0	1	0	0	1	2

この度、国から「持続化給付金」を受け取ることができました。ネットで申し込む際、何回もエラーが出て大変でしたが、なんとかできました。申請から１週間で振込まれました。４月からほとんど営業できず、お店は閉めている状態ですが、これで、商売を続けられます。ホットしました！（宿毛支部／カラオケ喫茶・ムーヴ　・服部さん）

(5／25中村民商ニュース)
（服部さんは5月14日に申請し20日に給付。1週間のハイスピードでした。）

持続化給付金申請で前進

申告書に収入金額なくても収支内訳書で給付したケースある

共産党国会議員団の要請に中小企業庁が回答

５月２５日、日本共産党国会議員団が、「持続化給付金の申請受付を柔軟に行い、速やかな支給に努めるよう」中小企業庁に要請。下記のような回答(要旨抜粋)がありました。

■確定申告書第一表に収入金額が記載されていない場合、青色申告では決算書、白色申告では収支内訳書で対応する。それらが添付されているだけでＯＫとはならないが、収入金額が間違いないと判断すれば支給している。すでに収支内訳書を添付して申請した人に給付されているケースが出ているはず。

■持続化給付金申請フォームの「添付書類」に「２０１９年の所得税青色申告決算書または収支内訳書」が追加されています。変更した理由は、「青色決算書は添付資料になっているのに、なぜ、収支内訳書は添付資料にならないのかという声が多数寄せられたから」。収支内訳書はオモテ面だけ添付して、ウラ面を添付しなくてもよい。

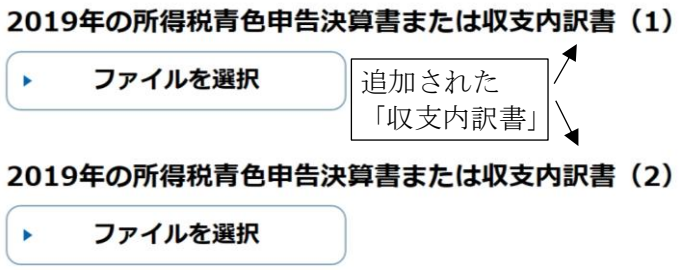

「５月２２日から機械的な返答はしないようにしている」(中企庁)とのこと。今回の回答に反する対応があった場合は、すぐ民商に連絡ください。

確定申告書に「収入金額等」を記載していない場合は、収支内訳書を添付して申請しましょう。